

鳥取県告示第382号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、平成24年度から26年度までにおける県税の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託契約の相手方

地銀ネットワークサービス株式会社
株式会社セブンイレブン・ジャパン
株式会社ローソン
株式会社ファミリーマート
株式会社サークルKサンクス
株式会社デイリーヤマザキ
ミニストップ株式会社
株式会社ポプラ
株式会社ココストアイースト
株式会社スリーエフ
株式会社セーブオン
株式会社ココストア
国分グローサーズチェーン株式会社
株式会社セイコーマート
株式会社しんきん情報サービス

2 委託年月日

平成24年3月5日